

參考資料

1. 鹿屋市環境基本条例

平成20年3月25日

条例第2号

鹿屋市環境基本条例

私たちのまち鹿屋市は、大隅半島のほぼ中央部に位置し、高隈山系、笠野原台地をはじめとする広大な台地、その間を縫って流れる一級河川の肝属川や波静かな鹿児島湾に面し、古くから農畜産業の盛んな自然の豊かな活力に満ちたまちとして発展している。

しかし、生活の便利さや物質的な豊かさは、大量生産、大量消費、大量廃棄といった環境負荷の多い社会を生み出し、身近な自然の減少、水質汚濁、悪臭等の環境問題を発生させ、さらには地球環境のみならず生態系に深刻な影響を与えている。

健全で恵み豊かな環境の保全是、健康で文化的な生活を営む上で必要なことであり、こうした良好な環境を守り、育み、将来の世代へ引き継いでいくことは私たちの責務である。

ここに、私たちはかけがえのない地域の自然環境と社会経済活動との調和を図り、これまで以上にそれぞれの役割と責任の下に協働して、環境負荷の少ない、持続的発展が可能なまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の健全で恵み豊かな環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 環境を保護及び整備することにより、現在の環境を良好な状態に保つことをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境を保全する上で支障を招くおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の

汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（５）生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産及び動植物並びにその生育環境を含むものとする。

（基本理念）

第３条 健全で恵み豊かな環境の保全について、次に掲げる事項を基本理念として定め推進するものとする。

（１）市民の健康で文化的な生活の基盤となる地域の良い環境を確保し、健やかで快適な暮らしを実現すること。

（２）市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への負荷の少ない循環型地域社会を構築すること。

（３）自主的かつ積極的に自然とのふれあいを深め、河川をはじめとする水環境の保全及び自然との共生を確保し、自然的構成要素を良好な状態に保つこと。

（４）地球環境の保全は、すべての者が自らの課題であることを認識し、あらゆる事業活動や日常生活において積極的な活動により推進すること。

（市の責務）

第４条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２ 市は、基本理念にのっとり、事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減等の環境の保全に努めなければならない。

３ 市は、環境の保全に関する教育及び情報の提供その他広報活動を通じて、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の環境に対する意識の高揚に努めるとともに、市民等が行う環境保全活動に協働してその活動を支援するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第５条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境を損なうことがないように、自らの責任と負担において、これに伴って生ずる公害等を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

２ 事業者は、基本理念にのっとり、自ら行う事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の発生抑制等により環境への負荷の低減に努めなければならない。

３ 事業者は、基本理念にのっとり、地域の構成員として、地域の環境の保全に関する活動への参加に努めなければならない。

（市民の責務）

第６条 市民は、基本理念にのっとり、住みよい環境を築くため、その日常生活に伴う環

境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、地域の環境の保全に関する活動への参加に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民団体の役割)

第7条 市民団体は、基本理念を踏まえ、社会的責任を自覚し、情報の提供、活動機会の充実等を図り、市、事業者及び市民と協働して環境保全活動に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するように努めるものとする。

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境が適正に保全されるよう、緑化の推進、安全で安心な住環境の確保が図られること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、河川、海岸等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいが保たれるとともに、身近な水環境等の保全が図られること。
- (4) 廃棄物やエネルギー等の適正な循環的利用を図るとともに、環境への負荷ができる限り低減される社会が構築されること。
- (5) 地球温暖化の防止その他の地球環境の保全が図られること。
- (6) 環境教育及び環境学習の推進により環境に対する市民意識の高揚が図られること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標、施策の基本的方向その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、あらかじめ、第21条に規定する鹿屋市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境への負荷が低減されるよう配慮するものとする。

(自然環境の保全等)

第11条 市は、森林、河川、海岸等における絶滅危惧種等多様な生物の環境に配慮し、自然環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

(快適な住環境の保全等)

第12条 市は、快適な安らぎのある住環境を確保するため、緑化の推進、歴史文化的資源の保全等を通じて、自然環境と調和のとれた魅力ある景観の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全)

第13条 市は、河川及び地下水等における水環境の適正な保全に努めるとともに、水質に対する汚濁の負荷の低減のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する物品等の利用促進)

第14条 市及び市民等は、自ら環境への負荷の低減に資する物品等の積極的な利用を図るよう努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第15条 市は、環境の保全についての市民等の関心と理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境教育及び環境学習を充実し、地域、職場、家庭等において連携して必要な施策を推進するように努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民等が協働して行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、市民等の環境の保全に関する活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の推進)

第18条 市は、市民等が環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視及び測定の体制の推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第19条 市は、地球環境の保全に関する施策の推進に努めるとともに、市民等との協働又は他の地方公共団体等との協力によりその推進に努めるものとする。

(規制の措置)

第20条 市は、快適な環境を保全する上で必要があると認めるときは、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(鹿屋市環境審議会)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、鹿屋市環境審議会(以

下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、環境の保全に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 民間団体代表者
 - (3) 業界代表者
 - (4) 地域住民代表者
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会に会長及び副会長を1人置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(以下省略)

2. 鹿屋市環境審議会規則

平成20年3月25日

規則第3号

鹿屋市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋市環境基本条例（平成20年鹿屋市条例第2号）第21条第7項の規定に基づき、鹿屋市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

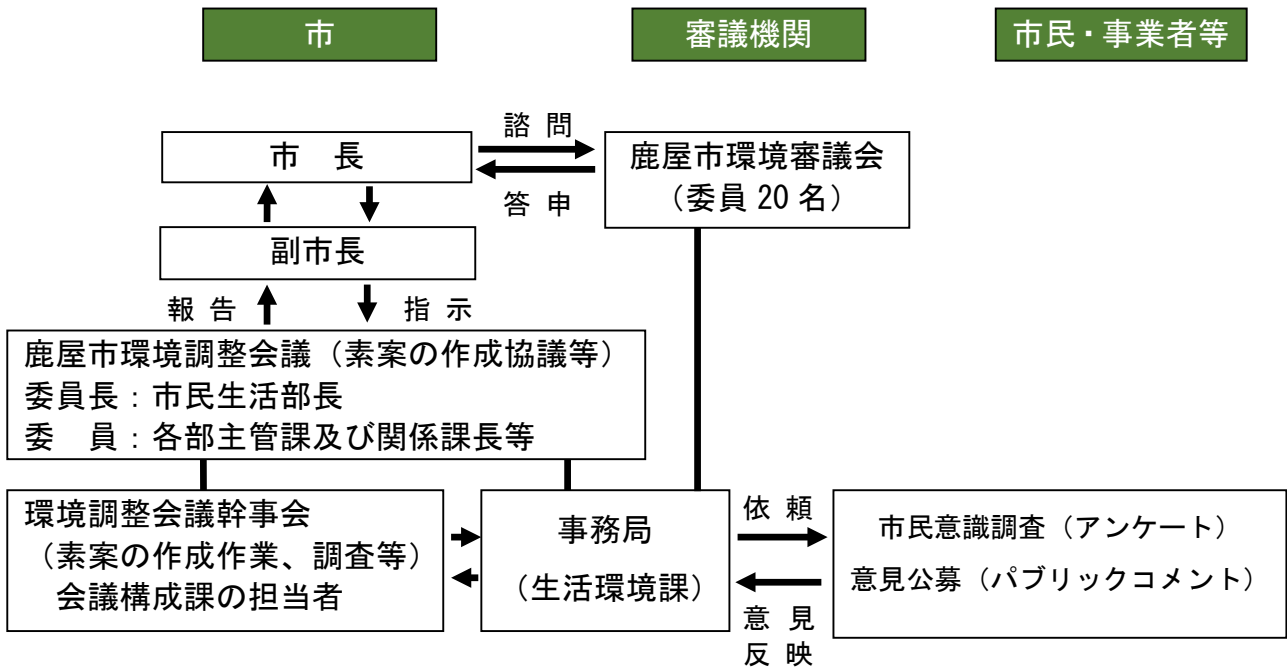
附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(以下省略)

3. 計画の策定体制・経過

(1) 計画の策定体制図



(2) 鹿屋市環境審議会

〔委員名簿〕

委員名	団体・役職	委員区分*	備考
東博文	鹿屋体育大学非常勤講師 (公衆衛生学)	第1号 (学識経験者)	
山村昭一郎	国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所調査一課長		
久木田智之	鹿児島県大隅地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課長		
松山みち子	環境省環境カウンセラー		
泊義秋	鹿屋市衛生自治団体連合会 会長	第2号 (民間団体)	副会長
有園淳子	アースデイかのや		
小島久幸	鹿児島きもつき農業協同組合 総合企画部長	第3号 (業界)	
中村さつき	大隅森林組合 総務課長		
平河明	鹿屋市畜産環境保全推進協議会 委員		
森蘭敏博	学校保健公衆衛生委員会 委員長		
栗脇士朗	【鹿屋地域】	第4号 (地域住民)	
中村なおみ			
酒井マリ			
岩松菜津美			
中津川真澄	【輝北地域】		会長
脇田和江			
田畑敏光	【串良地域】		
坂元葉子			
竹之内勲	【吾平地域】		
倉岡愛子			

※ 鹿屋市環境基本条例第21条第3項第1号から第4号までの委員区分

(3) 鹿屋市環境調整会議及び幹事会

部	委員	幹事会
市民生活部	市民生活部長【委員長】	会議構成課の 担当者 (課長補佐等)
	生活環境課長【副委員長】 安全安心課長、市民スポーツ課長	
(各総合支所)	住民サービス課長(総合支所長)	
市長公室	政策推進課長、地域活力推進課長	
総務部	総務課長、財政課長	
保健福祉部	福祉政策課長	
農林商工部	産業振興課長、農林水産課長、畜産課長、 農地整備課長、ふるさとPR課長	
(農業委員会)	農業委員会事務局長	
建設部	都市政策課長、道路建設課長、建築住宅課長	
上下水道部	業務課長、下水道課長	
教育委員会	教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長	

(4) 計画の策定経過

年	月・日	項 目
平成30	11月20日 ～ 令和元年 8月23日	市民・事業者アンケートの実施 市民 1,653人(回答 954人、回答率 57.7%) 事業者 200社(回答 65社、回答率 32.5%)
平成31	1月31日	計画策定方針 決定
令和元	6月11日	環境基本計画策定業務委託の締結
	10月18日	環境基本計画(骨子)及び諮問について(鹿屋市環境調整会議)
	11月26日	鹿屋市環境審議会へ環境基本計画(案)を諮問
令和2	2月14日 ～ 3月6日	パブリックコメントの実施
	3月9日	議会報告(市民環境委員会)
	3月26日	鹿屋市環境審議会 環境基本計画(案)を答申

4. 鹿屋市環境審議会 環境基本計画答申

令和2年3月26日

鹿屋市長 中西 茂 様

鹿屋市環境審議会
会長 中津川 真澄

第2次鹿屋市環境基本計画について（答申）

令和元年11月26日付け鹿生第371号で諮問のあった第2次鹿屋市環境基本計画（案）について、下記のとおり答申します。

記

本計画で掲げる目指すべき環境像「未来につなごう ひとと自然環境にやさしいまちかのや」を目指して

- 1 本計画の策定及び施策の推進に際しては、当審議会及び市民・事業者等のアンケート結果を踏まえ、多種多様で豊かな自然環境を未来へ引き継いで行くために取り組んで行くこと。
- 2 市、市民及び事業者が一体となって協働し、また、関係行政機関との連携を十分に図り、継続的に各施策に取り組んで行くこと。
- 3 市民が豊かな自然の恩恵を実感できるように、豊富な環境情報の発信に努め、環境について学ぶ機会を創出して、市民意識を育んで行く取り組みを推進すること。

5. 用語集

あ行	
アイドリングストップ	車が停止中にエンジン止めて燃料を節約すること。
アスベスト	天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれる。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。
一般廃棄物	「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」によって定義される産業廃棄物以外のもので、家庭での通常の生活を営む上で排出されるごみ「家庭系一般廃棄物」と事業所から排出される産業廃棄物以外の廃棄物にあたる「事業系一般廃棄物」のこと。
ウォームビズ	環境省では、平成 17 年度から冬期の地球温暖化対策のひとつとして、暖房時の室温を 20℃で快適に過ごすライフスタイルを推奨する「WARM BIZ」（ウォームビズ）を呼びかけている。
エコアクション 21	環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）のこと。一般に、「PDCA サイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取り組みを自主的に行うための方法を定めている。
エコドライブ	やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める等をして燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の排出量を減らす運転のこと。
エコファーマー	平成 11 年 7 月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第 4 条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名である。エコファーマーになると、環境保全型農業直接支払交付金による支援や農業改良資金の特例措置が受けられる。
温室効果ガス	地球の大気中にある赤外線を吸収し、再び放出する性質がある二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などのガスのこと。この性質のため、太陽からの光で暖められた地球の表面から地球の外に向かう赤外線の多くが、熱として大気に蓄積され、再び地球の表面に戻ってくる。この戻ってきた赤外線が、地球の表面付近の大気を暖める。

か行	
環境基準	人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準である。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS - Environmental Management System) という。
カーボンオフセット	日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方のこと。
環境家計簿	家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿のこと。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。
クールビズ	地球温暖化対策活動の一環として、過度な冷房に頼ることなく、様々な工夫をして夏を快適に過ごすための取り組みのこと。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
光化学オキシダント	工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物(NOx)や炭化水素(HC)が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートが生成される。これらの酸化力の強い物質を総称して、オキシダントあるいは光化学オキシダントという。また、これらの物質からできたスモッグを光化学スモッグという。

か行	
コージェネレーション	コージェネレーションは、天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。回収した廃熱は、工場における熱源や、家庭やオフィス、病院など生活の場における冷暖房、給湯設備などに利用できる。
公共用水域	<p>河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、灌漑用水路その他公共の用に供される水路のこと。</p> <p>ただし下水道法に規定される「公共用下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているもの（流域下水道に節夫区する公共下水道を含む）」は公共用水域から除外される。</p>
こどもエコクラブ	幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブで子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることがを目的としている。

さ行	
再生可能エネルギー	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。
産業廃棄物	廃棄物処理法に定められている、事業活動に伴って発生する特定の廃棄物のこと。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在 20 種類の産業廃棄物が定められている。うち、特定の事業活動に伴って発生するものに限定される品目が 7 種類（業種限定産業廃棄物）ある。産業廃棄物以外を一般廃棄物と呼び、処理責任は市町村とされている。
3010 運動	宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、〈乾杯後 30 分間〉は席を立たずに料理を楽しみましょう、〈お開き 10 分前〉になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するもの。

さ行	
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念のこと。循環型社会形成推進基本法では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
新エネルギー	新エネルギーとは、風力、太陽光、地熱（バイナリー発電に限る）、中水力（1,000kW 以下）、バイオマスなど自然環境から得られ、再生可能なエネルギーのうち、その普及のために支援を必要とするもの。
森林インストラクター	森林を利用する一般の人に対して、森林や林業に関する適切な知識を伝えるとともに、森林の案内や森林内での野外活動の指導を行う者のこと。
森林経営管理制度	経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市町村が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムのこと。
生態系	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取りまく無機的环境（水、大気、光など）の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりのことを示す概念のこと。生態系には、広大な森林から小さな池まで様々な大きさのものがあ、時として地球全体を一つの生態系と見ることもある。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとされている。
ゼロエミッション	ゼロエミッションとは、国連大学が 1994 年に提唱した構想で、あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムのこと。具体的には、生産工程での歩留まり（原材料に対する製品の比率）を上げて廃棄物の発生量を減らしたり、廃棄物を徹底的にリサイクルしたりする。

た行	
太陽光発電	シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池（半導体素子）により直接電気に変換する発電方法のこと。
地球温暖化	大気中にある二酸化炭素やメタン、フロンなどの温室効果ガスが増え過ぎ、宇宙に逃げようとしていた熱が地表にたまりすぎること、気温が上昇したり、地球全体の気候が変化したりすること。
悪臭	特定悪臭物質とは、不快なおい原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であって政令で指定するもの。（現在 22 物質が指定されている。）

な行	
75%値	<p>BOD 及び COD の環境基準の満足状況は公共用水域が通常の状態(河川にあっては低水流量以上流量)にあるときの測定値によって判断することになっているが、低水流量の把握は非常に困難であるため、測定された年間データのうち 75%以上のデータが基準値を満足することをもって環境基準に適合しているとみなすことになっている。</p> <p>すなわち、1 年間に測定された日平均値の全データを小さいものから順に並べ、$0.75 \times N$ 番目 (N はデータ数) のデータ値を環境基準値と比較して、適合、不適合の判断をする。</p>

は行	
バイオマス	生物から生まれた資源のこと。森林の間伐材、家畜の排泄物、食品廃棄物など、さまざまものが資源として活用される。
肥効調節型肥料	肥効を持続させるために様々な方法で肥料成分の溶出を調節した一連の化学肥料のこと。効率的な肥料の利用が可能となるため、減肥や追肥回数の軽減、さらには環境に配慮した農業を行うことができる。
風致公園	都市計画法上の都市施設、都市公園法上の都市公園である特殊公園の一種のこと。特殊公園のうち、主として風致(自然の風景などのおもむき、味わい)の享受の用に供することを目的とする都市公園であり、樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定し、配置されたものをいう。
フードマイレージ	食料の輸送量に輸送距離を乗じた指標のこと。これは、1990 年代から英国で行われている「フードマイルズ運動」を基にした概念であり、「生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少ないであろう」という仮説を前提として考え出されたもの。

ま行	
マニフェスト制度	産業廃棄物の委託処理における排出事業者責任の明確化と、不法投棄の未然防止を目的として実施している制度のこと。
モーダルシフト	トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。

ら行	
レッドデータブック	<p>レッドリスト等に基づき、生息状況等を取りまとめた編纂した書物のこと。</p> <p>レッドリストとは絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことで、国際的には国際自然保護連合 (IUCN) が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体や NGO などが作成している。</p>

アルファベット	
BOD	水中の汚濁物質（有機物）が微生物により酸化分解され、無機化、ガス化するときに必要なとされる酸素量。環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。
DO	<p>水に溶けている酸素のこと。河川での浄化作用や魚などの水生生物の生息に不可欠な要素である。</p> <p>7 mg/l 以上：サケ・マスなどの孵化条件</p> <p>5 mg/l 以上：河川水が良好な状態を保つのに望ましい量</p> <p>3 mg/l 以上：魚介類が生息するのに必要</p> <p>2 mg/l 以上：好気性微生物が活動するのに必要な量</p> <p>〃 以下：有機物の嫌気性分解によりメタンガスなどが発生</p>
ISO14001	企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた、環境に関する国際的な標準規格のこと。
LED	発光ダイオード（Light Emitting Diode）の3つの頭文字を省略したもので、電気を流すと発光する半導体の一種のこと。
pH	<p>水の酸性、アルカリ性の度合いを示す指数（1～14）で、単位はない。淡水は7前後、海水は弱アルカリで8前後。</p> <p>1～7：酸性</p> <p>7：中性</p> <p>7～14：アルカリ性</p>
PRTR 制度	人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度のこと。
SS	水中に懸濁している不溶解性の粒子状物質のことで、粘土鉱物に由来する微粒子や、動植物プランクトン及びその死骸、下水・工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿などが含まれる。